【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2023年６月30日
【会社名】	株式会社バイタルケーエスケー・ホールディングス
【英訳名】	VITAL KSK HOLDINGS, INC
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長　村井　泰介
【本店の所在の場所】	東京都世田谷区弦巻一丁目１番12号
【電話番号】	(03)5787-8550
【事務連絡者氏名】	総務・人事部長　内藤　茂美
【最寄りの連絡場所】	東京都世田谷区弦巻一丁目１番12号
【電話番号】	(03)5787-8550
【事務連絡者氏名】	総務・人事部　次長　南城　智剛
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 東京都中央区日本橋兜町２番１号

1【提出理由】

当社は、2023年６月29日の定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の５第４項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第２項第９号の２の規定に基づき、本報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 株主総会が開催された年月日

2023年６月29日

(2) 決議事項の内容

＜会社提案＞

第１号議案　定款一部変更の件

第２号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）11名選任の件

第３号議案　監査等委員である取締役３名選任の件

第４号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額決定の件

第５号議案　監査等委員である取締役の報酬等の額決定の件

第６号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対する業績連動型株式報酬制度の額及び内容決定の件

第７号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対する業績連動型譲渡制限付株式報酬制度導入の件

＜株主提案＞

第９号議案　自己株式取得の件

第10号議案　社外取締役の員数に関する定款変更の件

なお、株主提案による第８号議案「譲渡制限付株式報酬制度に係る報酬額承認の件」につきましては、2023年５月23日付で提案株主より株主提案を取り下げる旨の書面を受領し、2023年５月26日付で取締役会決議により当該取下げについて同意致しましたので、決議事項としておりません。

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成数 (個)	反対数 (個)	棄権数 (個)	可決要件	決議の結果及び 賛成割合 (%)
＜会社提案＞ 第１号議案 定款一部変更の件	429,883	717	0	(注) 1	可決　99.8
＜会社提案＞ 第２号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）11名選任の件				(注) 2	
村井　泰介	348,766	81,834	0		可決　81.0
岡本　総一郎	385,534	45,066	0		可決　89.5
一條　武	384,020	46,580	0		可決　89.2
井口　順之	410,725	19,875	0		可決　95.4
鈴木　三尚	410,697	19,903	0		可決　95.4
鈴木　宏一郎	410,696	19,904	0		可決　95.4
喜多　勇夫	411,218	19,382	0		可決　95.5
松井　秀太郎	391,537	39,063	0		可決　90.9
小野木　喜惠子	420,364	10,236	0		可決　97.6
桂　淳	418,960	11,640	0		可決　97.3
継田　雅美	418,960	11,640	0		可決　97.3
＜会社提案＞ 第３号議案 監査等委員である取締役３名選任の件					
自念　裕文	413,172	17,428	0		可決　96.0
高橋　誠也	383,299	47,301	0		可決　89.0
西谷　剛史	422,999	7,601	0		可決　98.2

決議事項	賛成数（個）	反対数（個）	棄権数（個）	可決要件	決議の結果及び賛成割合（%）
＜会社提案＞ 第４号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額決定の件	423,089	7,511	0	(注) 3	可決 98.3
＜会社提案＞ 第５号議案 監査等委員である取締役の報酬等の額決定の件	421,693	8,907	0		可決 97.9
＜会社提案＞ 第６号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対する業績連動型株式報酬制度の額及び内容決定の件	428,299	2,301	0		可決 99.5
＜会社提案＞ 第７号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対する業績連動型譲渡制限付株式報酬制度導入の件	419,848	10,752	0		可決 97.5
＜株主提案＞ 第９号議案 自己株式取得の件	88,175	342,425	0		否決 20.5
＜株主提案＞ 第10号議案 社外取締役の員数に関する定款変更の件	67,322	363,278	0	(注) 1	否決 15.6

(注) １．議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の３分の２以上の賛成による。
２．議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。
３．出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数の賛成による。
４．第８号議案については、株主提案が取り下げられ、決議事項ではないため、議決権数を集計しておりません。

(4) 株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主のうち賛否に関して確認できたものを合計したことにより、決議事項の可決又は否決が明らかになったため、本総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない議決権数は加算しておりません。